

ご利用 いただける方	<p>① お申込日時点またはお借入日時点において当金庫の有担保住宅ローン（代理貸付を含みます）をご契約中で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方（当該住宅ローンの連帯債務者も対象。ただし、当該住宅ローンが延滞中の場合は対象外）</p> <p>② 安定継続した収入がある方</p> <p>③ 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方</p> <p>④ 団体信用生命保険に加入できること（保険料は当金庫が負担します）。</p> <p>⑤ （一社）しんきん保証基金の保証を得られる方</p> <p>・上記の他、当金庫所定の審査があります。</p>
お使いみち	<p>健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの</p> <p>① お申込人またはお申込人のご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含みます）、子、孫）が必要とする資金</p> <p>※ 申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可能です。</p> <p>② お申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます）</p> <p>※ 当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限りです。</p>
ご融資金額	・1万円以上500万円以内（1万円単位）
ご融資期間	・3ヵ月以上20年以内
ご融資金利	・変動金利 5.375%（保証料含む）
ご融資形式	・証書貸付
ご返済方法	<p>・毎月元金均等・元利均等返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内）</p> <p>※ ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。</p> <p>・申込人名義の普通預金口座からの自動振替による返済となります。</p> <p>・約定返済とは別に、残債務を繰り上げて返済することもできます。</p>
保証料	・金利に含まれます。
担保・保証人	・（一社）しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
必要書類	<p>・次の書類をご準備ください。</p> <p>① 本人確認書類（写）</p> <p>・運転免許証（表裏）</p> <p>運転免許証を取得していない場合は、次のいずれかを徴求します。</p> <p>・個人番号カード（表のみ） ・パスポート ・各種健康保険資格確認書^{（注）}</p> <p>・顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ・運転経歴証明書（表裏）</p> <p>（注）：各種健康保険資格確認書を徴求する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。</p> <p>② 年収確認書類（写）</p> <p>次のいずれかを徴求します。</p> <p>・市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2（所得金額用）等）</p>



	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の控 ・源泉徴収票 ・給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合） ・年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳・電算機打出資料（前年1月～12月に振り込まれた年金額が確認できるもの） <p>※ 申込金額が100万円以内の場合は不要です。</p> <p>③ 資金使途確認書類（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お使いみち①の場合 … 見積書、注文書、請求書、領収書等、資金使途が確認できる書類 ・お使いみち②の場合 … 融資残高確認書類 ・支払済資金の場合 … 領収書、通帳等
新規取扱手数料	・不要です。
繰上返済手数料	・不要です。
団体信用生命保険	<p>・一般団信（リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険）にご加入いただきます。</p> <p>※ 3大疾病団信およびフルサポート団信はお選びいただけません。</p>
その他参考となる事項	<p>・この申込みに関して、当金庫および当金庫提携の保証会社が取引上の判断をするにあたり、当金庫および当金庫提携の保証会社の加盟する個人情報機関および同機関と提携する個人情報機関に、お申込人の信用情報が登録されている場合には、当金庫および当金庫提携の保証会社が利用すること。</p> <p>また、利用した場合には、その利用した日などが同機関に登録され、同機関の加盟会員が登録日から6ヵ月を超えない期間、それを取引上の判断として利用すること、以上をご了承ください。</p> <p>・変動金利を選択したお客様の借入後の利率は基準金利（当金庫の短期貸出最優遇金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ自動的に引き上げまたは引き下げられます。変更は毎年融資実行月および6ヵ月後応答月の1日を基準日として年2回見直しを行い、新利率は各基準日の1ヵ月後応答日の翌日以降で最初に到来する約定返済日の翌日から適用いたします。</p> <p>・ご返済が遅滞した場合の損害金の割合は年18.250%（年365日の日割計算）とします。</p> <p>・毎月元利均等割賦返済とはご返済の初回から最終返済時まで、毎月のお支払い金額（元金返済部分+利息支払部分）が一定となるように計算されている返済方式です。</p> <p>・詳しい規定などは申込書（お客様控）に記載しております。</p> <p>・返済額の試算については窓口または渉外担当者にお問い合わせください。</p> <p>・一般団信（リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険） 信金中央金庫を保険契約者、借主を被保険者とし、ご融資実行と同時にご加入いただく仕組みの特殊な団体保険です（保険料は当金庫が負担します）。</p> <p>この制度にご加入いただくと、借主が返済期間の途中で万一死亡・高度障害状態になった場合、借入残高と同額の保険金が当金庫に支払われ借入金の返済に充当することになります。</p> <p>余命6ヵ月以内と判断※されたときに保険金（債務残高全額）が支払われ借入金の返済に充当することになります。</p> <p>※ 余命の判断は、医師の判断に基づき、生命保険会社が行います。</p>